## 秋田市告示第45号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項、第82条第2項および 第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介 護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出が あったので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年3月1日

## 秋田市長 穂 積 志

事業者の	事業所の	ま光記のまたい		サービスの
名 称	名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	種類
社会福祉法人新成会	短期入所生 活介護施設 新成園	秋田市浜田字元中村280番地9	令和4年2月28日	短期入所生活介護、介護予防短期 入所生活介護
有限会社 湯の里	仁井田なご み居宅介護 支援センタ	秋田市仁井田字西潟敷17番地4	令和4年2月28日	居宅介護支援